

共ノ用ニ供スル土地

二、神社、寺院祠宇、佛堂ノ用ニ供スル境内地並教會所説教所ノ用ニ供スル構内地但シ第四條第三號線ニ該當スル權利ヲ設定セサル有料借地ヲ除ク

ニ納付セシム
前項期間及納付額ハ市長ノ定ムル處ニ依ル
第十條 本製程施行ニ付必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム
本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、前各號外市長ノ指定スル土地

第七條 左ニ掲クル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スルコトアル

ヘシ

一、同一ノ土地カニ以上ノ新設又ハ改築路線ノ沿道土地ナルトテ

二、附近ノ地形又ハ土地利用ノ狀況ニ依リ斟酌スルノ必要アルトキ

三、負擔金ニ相當スル工事費ヲ寄附シタルトキ又ハ其ノ者ノ權利ヲ承繼シタルトキ

第八條 第四條ノ工事竣工ノ日後負擔金徵收期間内ニ於テ沿道土地ノ用途ヲ變更シ又ハ土地權利者ニ異動ヲ生シタルト

キハ其ノ事實ヲ認メタル後ニ開始スル納期ヨリ負擔金ヨ減免シ又ハ同種土地權利者ノ納期及負擔額ノ割合ニ準シテ新ニ徵收シ若ハ第四條ノ規定ニ依ラス新ナル權利者ヨリ徵收スルコトヲ得

第九條 負擔金ハ五年以内ノ分納トシ毎年八月及二月ノ二期

◎道路法令の諮問

五月二十六日から内務省に開かれた、土木主任官會議に、諮問された道路法令に就いては、主任官會議の意見を斟酌して道路課と第一技術課に於て、研究中であるが、大體原案の通りに決定するらしい、近く参事官會議に附議して決定公布する様子であるが諮問原案は左の通りである。

道路構造令中改正ノ件

道路構造令中左ノ通改正ス

第一條中 「四間以上」ヲ「七メートル五以上」ニ、「一間以内」ヲ「二メートル以内」ニ改ム

第二條中 「三間以上」ヲ「五メートル五以上」ニ、「三尺以内」ヲ「一メートル以内」ニ改ム

第三條中 「三間以内」ル「五メートル五以上」ニ、「一間以内」ヲ「二メートル以内」ニ改ム

第四條中 「二間以上」ヲ「四メートル以上」ニ、「三尺以内」ヲ「一メートル以内」ニ改ム

第六條中 「四十間以内」ヲ「七十メートル以内」ニ改ム

第七條中 「三十間以上」ヲ「五十五メートル以上」ニ、「六間迄」ヲ「十一メートル迄」ニ、「二十間以下」ヲ「三十五メートル以下」ニ改ム

第八條中 「一寸」ヲ「一センチメートル」ニ、「百貫ノ荷重」ヲ「百二十キログラムノ荷重」ニ改ム

第九條中 「一尺以上」ヲ「三十センチメートル以上」ニ改ム

第十條中 「一尺以上」ヲ「三十センチメートル以上」ニ改ム

第十一條中 「三間半以上」ヲ「六メートル以上」ニ、「二尺」ヲ「零メートル五」ニ、「十五尺以上」ヲ「四メートル五以上」ニ、「十三尺迄」ヲ「四メートル迄」ニ改ム

第十二條中 「四間未満」ヲ「七メートル未満」ニ、「四間以上」ヲ「七メートル以上」ニ、「三間以上」ヲ「五メートル五以上」ニ改ム

第十三條中 「一平方尺」ヲ「一平方メートル」ニ、「十二貫」ヲ「五百キログラム」ニ、「二千貫ノ車輛」ヲ「八千キログラムノ車輛」ニ、「十二米噸輾壓機」ヲ「十一噸輾壓機」ニ、「千七百貫ノ車輛」ヲ「六千キログラムノ車輛」ニ改ム

第十六條中 「二間以内」ヲ「二メートル以内」ニ改ム

第十七條中 「四間以上」ヲ「七メートル以上」ニ、「十五尺迄」ヲ「四メートル五迄」ニ、「十尺迄」ヲ「三メートル迄」ニ改ム

街路構造令中改正ノ件

街路構造令中左ノ左改正ス

第二條中 「二十四間以上」ヲ「四十四メートル」ニ、「十二間以上」ヲ「二十二メートル以上」ニ、「六間以上」ヲ「十一メートル以上」ニ、「四間以上」ヲ「七メートル以上」ニ、「一間半以上」ヲ「三メートル以上」ニ改ム

第六條中 「五十間以上」ヲ「九十メートル以上」ニ改ム

第十四條中 「六間以上」ヲ「十一メートル以上」ニ改ム

第十五條中 「三十間以上」ヲ「五十メートル以上」ニ、「四間以上」ヲ「七メートル以上」ニ改ム

第十七條中 「一平方尺」ヲ「一平方メートル」ニ、「十五貫」ヲ「六百キログラム」ニ、「三千貫ノ車輛」ヲ「一萬二千キログラムノ車輛」ニ、「十五米噸輾壓機」ヲ「十四噸輾壓機」ニ改ム

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳

ニ關スル件中改正ノ件

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件第四條中

「一町毎」ヲ「百メートル毎」ニ改ム

道路構造ニ關スル細則

第一章 道路

第一條 道路ノ有效幅員ト稱スルハ路面幅員ヨリ路肩ノ幅員ヲ除キタルモノヲ謂フ

路肩ノ幅員ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外。メートル五以上ト爲スヘシ

第二條 待避所ハ見透開做ノ場所ヲ選ヒ之ヲ設クヘシ
待避所ノ長ハ二十メートル以上ト爲スヘシ

第三條 道路ニハ最小縦斷勾配ヲ附スヘシ
前項ノ勾配ハ二百分一ヲ以テ標準トス但シ街路其ノ他特殊ノ箇所ニ於テハ相當之ヲ緩ニスルコトヲ得

第四條 勾配二十五分一ヨリ急ナル坂路ノ長左ノ制限ヲ超ユル場合ニ在リテハ其ノ制限長以内毎ニ二十五分一ヨリ緩ナル長四十メートル以上ノ區間ヲ設クヘシ

勾配

二十五分一	一箇所ノ長
二十分一	六百五十メートル
十五分一	三百三十メートル
	百五十メートル

十分一 七十メートル

前項ノ勾配ニ以上連續スル坂路ニ在リテハ其ノ勾配ニ對スル制限長ノ比例ニ依リ之ヲ一勾配ノ坂路ノ長ニ換算シ前項ノ規定ヲ準用ス

第五條 曲線ノ長ハ左ノ標準ニ依ルヘシ但シ縦斷曲線ヲ設クヘキ區間短キトキハ其ノ長ヲ相當短縮スルコトヲ得

勾配ノ代數差

百分一乃至百分三未満	四十メートル以上
百分三乃至百分六未満	六十メートル以上
百分六以上	九十メートル以上

縦斷曲線ノ長

第六條 道路ノ屈曲部中心線ノ半徑四十メートル以下ノ曲線ハ背向直接ヲ避ケ兩曲線間ニ二十メートル以上ノ直線部ヲ設クヘシ

第七條 坂路ニ於ケル屈曲部ハ其ノ中心線ノ半徑(メートル)ヲ其ノ勾配(分數)ニテ除シタル數カ七百五十以上ノモノト爲スヘシ

第八條 道路ニ於ケル最小安全視距ハ特別ノ事由アルモノヲ除クノ外國道ニ在リテハ百メートル府縣道ニ在リテハ六十メートルヲ標準トシ屈曲部ノ中心線ノ半徑ハ左ノ式ニ依リ之ヲ算出スヘシ

$$\frac{1}{2} \frac{R}{S} + \frac{S}{2}$$

r 半徑

m 道路中心線上一メートル五ノ高ニ於テ中心線ヨリ之

ト直角ノ方向ニ於ケル屈曲部ノ内側ノ法面又ハ障碍物

ニ至ル最短距離

c 安全視距

見透距離ヲ増大スルカ爲段切ヲ爲ス場合ニ在リテハ路面上

一メートル二ノ高ニ於テ之ヲ爲スヘシ

第九條 屈曲部中心線ノ半徑三百メートル以下ノ場合ニ於ケ

ル道路ノ幅員ハ其ノ屈曲部ノ内側ニ於テ左ノ標準ニ依リ之

ヲ擴大スヘシ

半徑

擴大スヘキ幅員

二十メートル未満

二メートル

二十メートル乃至三十メートル未満

一メートル五

三十メートル乃至四十五メートル未満

一メートル二

四十五メートル乃至六十メートル未満

一メートル

六十メートル乃至百二十メートル未満

〇メートル八

百二十メートル乃至百八メートル未満

〇メートル五

百八メートル乃至三百メートル以下

〇メートル三

前項ノ規定ニ依ル擴大大部分ノ兩端ト其ノ前後直線部トノ取
付ニハ緩和切線ヲ用ヒ其ノ長ハ左ノ標準ニ依ルヘシ

半徑

緩和切線ノ長

四十五メートル未満

三十メートル以上

四十五メートル乃至六十メートル未満

二十五メートル以上

六十メートル乃至百二十メートル未満

二十二メートル以上

百二十メートル乃至百八メートル未満

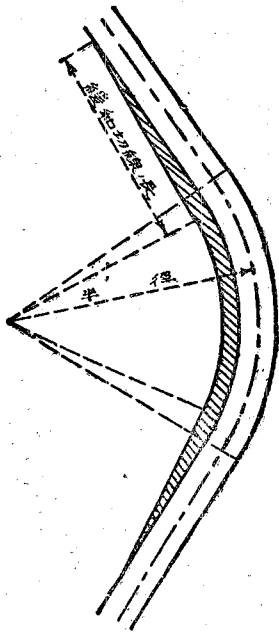
二十メートル以上

百八メートル乃至二百四十メートル未満

十八メートル以上

二百四十メートル乃至三百メートル以下

十五メートル以上



第十條 道路ノ横斷勾配ハ左ノ範圍内ニ於テ之ヲ定ムヘシ

路面ノ種類

横斷勾配

土 砂 道	十二分一乃至二十五分一
砂 利 道	十五分一乃至二十五分一
水締マカダム道	十五分一乃至三十分一
瀝青マカダム道	二十五分一乃至四十分一
瀝青混凝土道	二十五分一乃至五十分一
ポットランドセメント混凝土道	三十分一乃至五十分一
煉 瓦 道	三十分一乃至五十分一
木 塊 道	三十分一乃至五十分一
石 塊 道	二十五分一乃至五十分一
シートアスファルト道	三十分一乃至六十分一

第十一條 道路屈曲部ニ於ケル横斷勾配ハ街路其ノ他特殊ノ

箇所ヲ除クノ外中心線ノ半徑三百メートル以下ノ場合ニ限
リ左ノ標準ニ片勾配ト爲スヘシ

半 徑

勾 配

五十メートル未滿	十分 一
五十メートル乃至百三十メートル未滿	十二分 一
百三十メートル乃至百八十メートル未滿	十五分 一
百八十メートル乃至二百四十メートル未滿	二十分 一
二百四十メートル乃至三百メートル以下	二十五分 一

前項ノ屈曲部ト直接部トノ横斷勾配ノ摺付ハ特殊ノ箇所ヲ
除クノ外長十メートルニ付〇メートル一ノ割合ヲ以テ標準
ト爲スヘシ

第十二條 道路カ鐵道又ハ新設軌道ト平面交叉ヲ爲ス場合ニ

在リテハ其ノ踏切ノ前後ニ於テ各六十メートル以上ノ直線
部ヲ設ケ踏切前後長三十メートル以上ノ區間ハ五十分一ヨ
リ緩ナル勾配ト爲スヘシ

踏切及其ノ前後ニ於ケル長各二十メートル以上ノ道路ノ幅
員ハ前後道路ノ幅員ニ二メートルヲ加ヘタルモノト爲スヘ
シ

第十三條 橋梁ノ取付道路ニハ長十メートル以上勾配五十分

一ヨリ緩ナル區間ヲ設クヘシ

第十四條 斷崖其ノ他交通上危險ノ虞アル箇所ニハ駒止ヲ設
クヘシ

第二章 橋 梁

第一節 總 則

第十五條 本則ハ鋼橋又ハ鐵筋混凝土橋ノ設計ニ適用スルモ
ノトス

第十六條 本則ニ於テ一等橋ト稱スルハ街路、二等橋ト稱ス
ルハ國道、三等橋ト稱スルハ府縣道ニ架設スル橋梁ヲ謂フ

第十七條 本則ニ規定スル鋼材ハ綴釘又ハ特殊ノモノヲ除ク

第二節 荷 重

ノ外建築用鋼トシ鐵筋混凝土用「セメント」ハ「ボートラン
ドセメント」トス

第十八條 死荷重ノ算出ニ付使用材料一立方メートルノ重量
ハ左ノ假定ニ依ルヘシ

材	料	重	材	料	重
鑄	鐵	七、二五〇 ^{キログラム}	礫	又ハ碎石	一、七〇〇 ^{キログラム}
鍊	鐵	七、八〇〇	砂		一、七〇〇
鋼		七、八五〇	土		一、六〇〇
鑄	鋼	七、八六〇	木	材	六五〇
鐵	筋混凝土	二、四〇〇	石	塊鋪裝	二、六〇〇
混	凝土	二、二〇〇	煉	瓦鋪裝	二、二〇〇
セ	メントモルタル	一、七〇〇	瀝	青鋪裝	二、一〇〇
石		二、六〇〇	木	塊鋪裝	一、〇〇〇
煉	瓦	二、〇〇〇	マ	カダム鋪裝	二、一〇〇

第十九條 活荷重ハ左ノ定ニ依ルヘシ

車道
$$W = \frac{120,000}{170+1} \Delta = 600$$

一 群 衆 荷 重

歩道
$$W = \frac{100,000}{170+1} \Delta = 500$$

イ、一等橋ノ主桁主構ニ在リテハ左ノ式ニ依リ算出スヘシ

法 令

w 群衆荷重(一平方メートルニ付 キログラム)

1 徑間(メートル)

主桁主構以外ノ部材ニ在リテハ車道一平方メートルニ付

六百キログラム、歩道一平方メートルニ付五百キログラ

ムトス

ロ、二等橋又ハ三等橋ノ主桁主構ニ在リテハ左ノ式ニ依リ

算出スヘシ

車道

$$w = \frac{10,000}{170+1} \leq 500$$

歩道

$$w = \frac{80,000}{170+1} \leq 400$$

w 群衆荷重(一平方メートルニ付キログラム)

1 徑間(メートル)

主桁主構以外ノ部材ニ在リテハ車道一平方メートルニ付

五百キログラム、歩道一平方メートルニ付四百キログラ

ムトス

二 自動車荷重

一等橋ニ在リテハ第一種、二等橋ニ在リテハ第二種、三等

橋ニ在リテハ第三種トス

三 輾壓機荷重

一等橋ニ在リテハ第一種、二等橋ニ在リテハ第二、種三等橋ニ在リテハ第三種トス

四 軌道ノ車輛荷重

車輛ノ占有ハ幅二百七十センチメートルト假定シ其ノ荷

重適ハ宜之ヲ選定スヘシ

第二十條 活荷重ノ衝擊ハ左ノ定ニ依ルヘシ

一 自動車荷重又ハ軌道ノ車輛荷重ハ衝擊ヲ生スルモノトス

衝擊係數ハ左ノ式ニ依リ之ヲ算出スヘシ

$$w = \frac{20}{60+1} \leq 0.3$$

i 衝擊係數

1 最大應力ヲ生スル集中荷重及群衆荷重ノ長(メート

ル

二 群衆荷重又ハ輾壓機荷重ハ衝擊ヲ生スルモノトス

第二十一條 風荷重ハ左ノ定ニ依ルヘシ

一 徑間五十メートル未満ナルトキハ載荷弦ノ長一メートル

ルニ付四百キログラムノ動荷重及無載荷弦ノ長一メートル

ルニ付二百キログラムノ動荷重

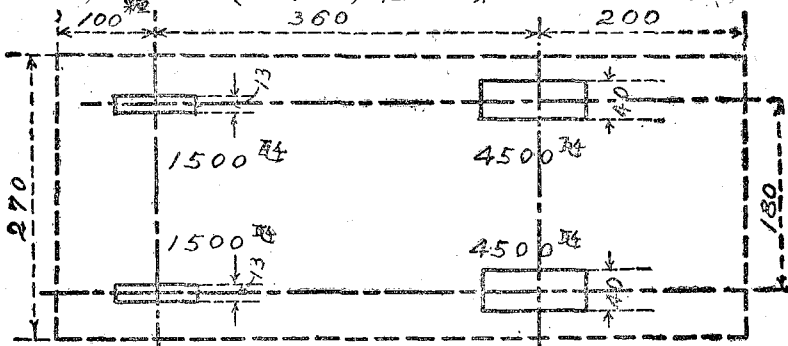
二 徑間五十メートル以上ナルトキハ徑間十メートルヲ増

ス毎ニ前號ニ規定スル荷重ニ弦ノ長一メートルニ付十五

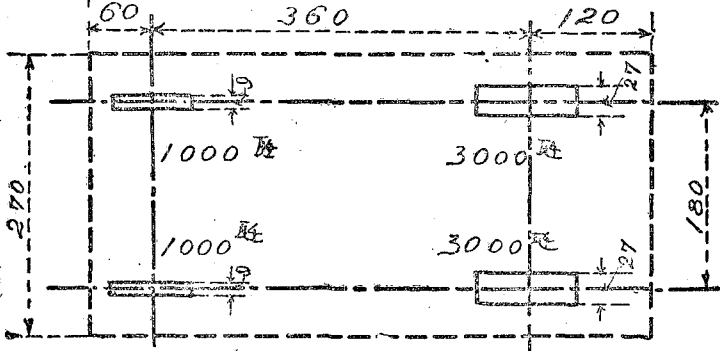
圖ノ重荷車働自

(吨十) 種一第

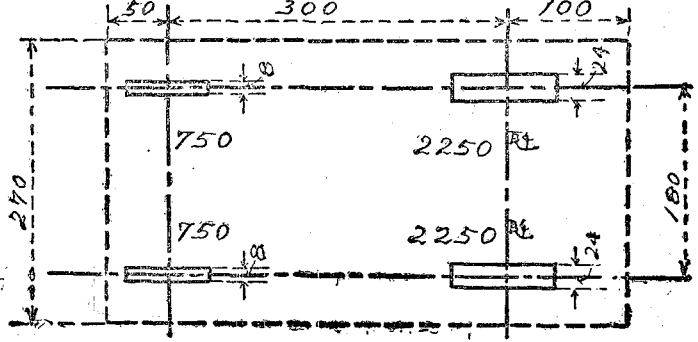
法
合



(吨八) 種二第

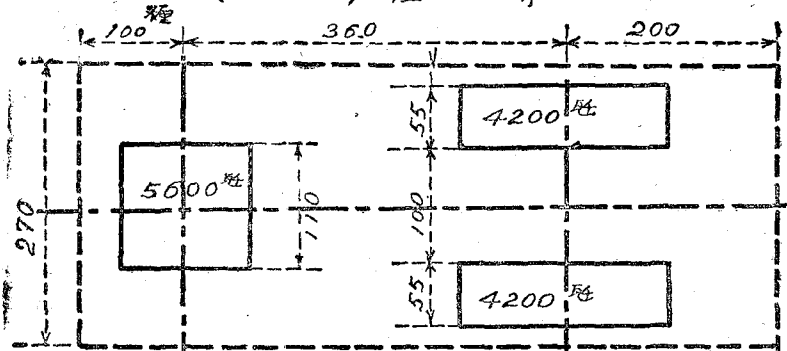


(吨六) 種三第

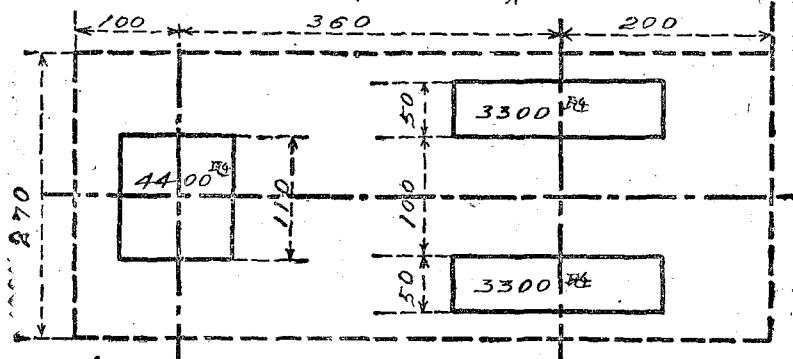


圖ノ重荷機壓輦

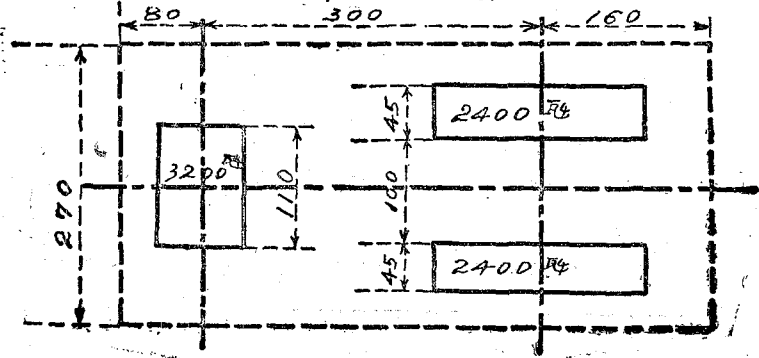
(吨四十) 種一第



(吨一十) 種二第



(吨八) 種三第



キログラムヲ増加ス

前項ノ荷重ハ橋梁ノ豎面ニ對シ直角ニ働クモノトス

第二十二條 制動荷重ハ第十九條第四號ニ規定スル車輛荷重

ノ十分一トシ軌條面ニ於テ軌條ノ方向ニ作用スルモノトス

第二十三條 欄干ニ作用スル推力ハ左ノ定ニ依ルヘシ

一 一等橋ニ在リテハ欄干長一メートルニ付七十キログラム

二 二等橋又ハ三等橋ニ在リテハ欄干長一メートルニ付五十キログラム

前項ノ推力ハ欄干ノ頂上ニ於テ欄干ノ豎面ニ直角ニ働クモノトス

第二十四條 溫度ノ變化ハ鋼橋ニ在リテハ 100°C 鐵筋混凝土

橋ニ在リテハ 150°C トス

彈性係數ハ鋼ニ在リテハ一平方センチメートルニ付二百十

萬キログラム混凝土ニ在リテハ一平方センチメートルニ付

十四萬キログラムトス

第一項ノ溫度ノ變化ニ對ス係數ル伸數ハ攝氏一度ニ 2.000

0.012 トス

第二十五條 地震荷重ハ橋梁ノ所在地方ニ於ケル最强地震力

ニ依リ橋梁ノ各部ニ最大應力ヲ生スルモノヲ用フヘシ

橋臺又ハ擁壁ニ作用スル土壓算出ノ場合ニハ前項地震力ノ

四分三ヲ用フルモノトス

第三節 活荷重負載ノ方法

第二十六條 活荷重負載ノ方法ハ左ノ定ニ依ルヘシ

一 自動車ハ橋梁ノ縱ノ方向ニ一臺トス

二 軌道ノ車輛ハ輛數ニ制限ナキモノトス

三 輾壓機ハ一橋梁ニ付一臺トシ他ノ車輛ト同時ニ負載セサルモノトス

四 車輛ハ橋梁ノ横ノ方向ニハ四輛ヲ超過セサルモノトス

五 群衆荷重ハ自動車輾壓機及軌道ノ車輛ノ左右前後ニ等

布スルモノトス

六 步道車道ヲ區別スル橋梁ノ步道ニ在リテハ群衆荷重ニ

限ルモノトス

第四節 活荷重ノ分布

第二十七條 活荷重カ上置層ヲ通シテ分布スル方法ハ左ノ定

ニ依ルヘシ

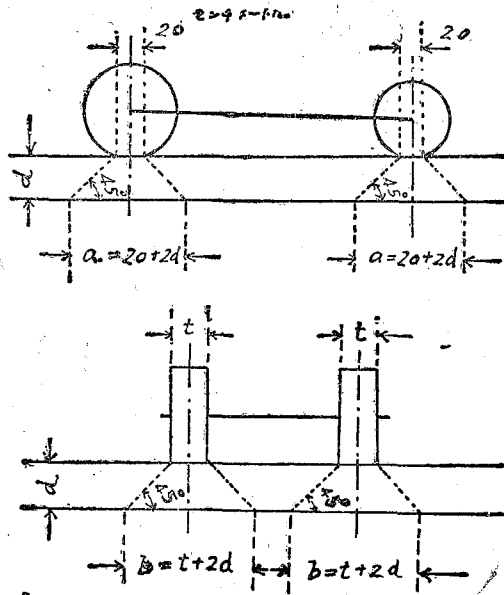
一 自動車又ハ輾壓機ノ輪荷重カ路面ニ働ク面積ハ車輛ノ

進行方向ニ於ケル長二十センチメートルト其ノ輪帶幅ト

ヲ兩邊トセル矩形トシ其ノ版上ニ於ケル分布ハ左ノ圖ニ

依ル

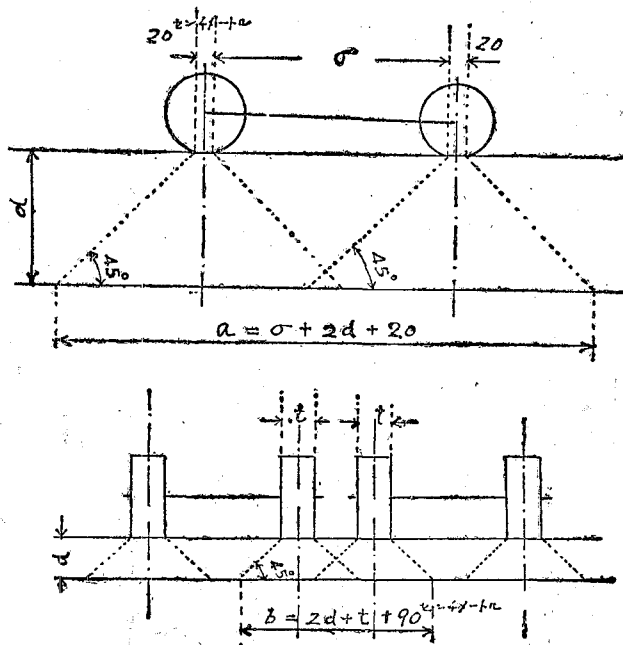
二 軌道ノ車輛ノ輪荷重カ路面ニ働ク面積ハ車輛ノ進行方向ニ於ケル長百センチメートル枕木ノ長トヲ兩邊トセ
ル矩形トシ其ノ版上ニ於ケル分布ハ左ノ圖ニ依ル



分布面上ニ等布スルモノトス

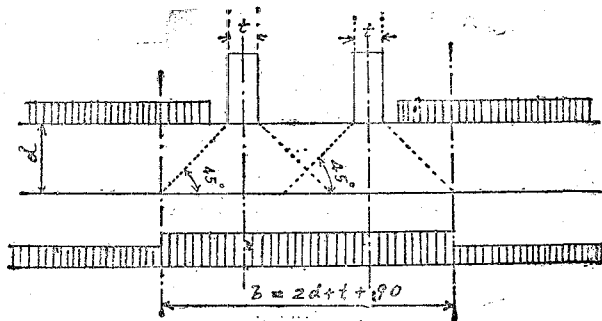
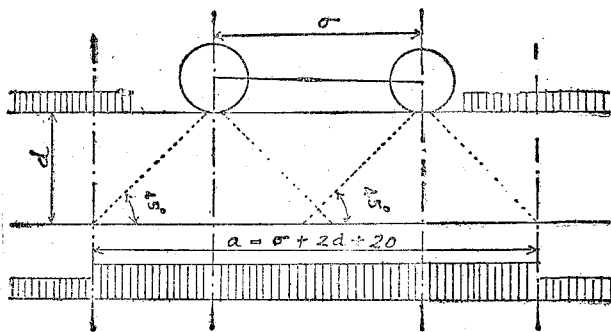
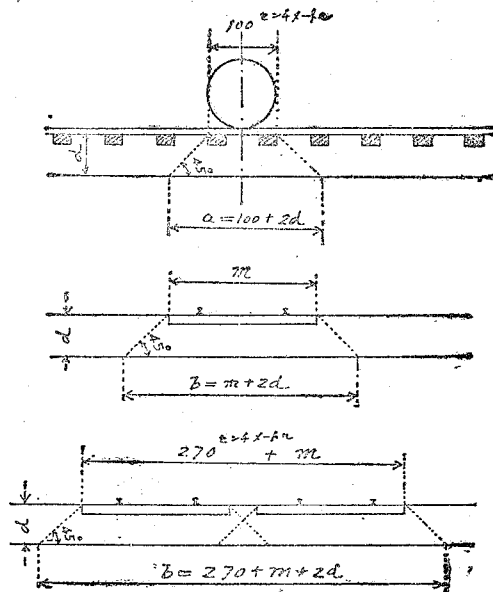
三 輪荷重ノ分布面ノ直上ニ存在スル群衆荷重ハ輪荷重ノ

- a 分布面ノ車輛進行ノ方向ニ於ケル長(メートル)
- b 分布面ノ車輛進行ト直角ノ方向ニ於ケル長(メートル)
- d 上置層ノ厚(メートル)



第二十八條 自動車荷重及軋壓機荷重ヲ負載スル鐵筋混凝土

法 令



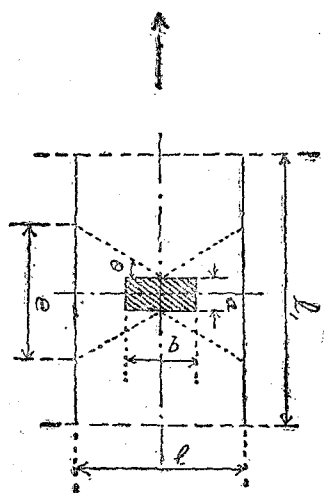
m 枕木ノ長(メートル)
 t 輪帶幅(メートル)
 a 軸距(メートル)

版ノ有效幅ハ第一號ニ在リテハ a 第二號ニ在リテハ b カニ
 メートルヲ超過スル場合ヲ除クノ外左ノ各式ニ依リ之ヲ算
 出スヘシ

一 縦桁ヲ有スル版

$$e = \frac{2}{3} (1+b) + a$$

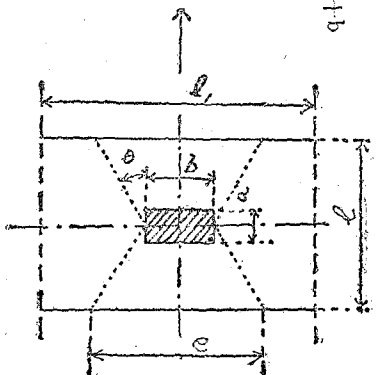
Δ_1 Δ_2



二 横桁ヲ有スル版

$$e = \frac{2}{3} (1+a) + b$$

Δ_1 Δ_2



- a 分布面ノ車輛進ノ方向ニ於ケル長(メートル)
- b 分布面ノ車輛進ト直角ノ方向ニ於ケル長(メートル)
- e 版ノ有效幅(メートル)

- l 版ノ徑間(メートル)
- l_1 版ノ幅(メートル)

第二十九條 短徑間 l_1 長徑間 l_2 トテ兩邊トスル矩形版カ網

狀鐵筋又ハ縱横ノ鐵筋ヲ有シ其ノ四邊ニ於テ支承サルル場合ニ在リテハ左ノ定ニ依リ其ノ荷重ヲ兩徑間ニ分配スヘシ

- 一 長徑間カ短徑間ノ二倍ヲ超過セサルトキハ荷重カ短徑間ニ働ク割合ハ $(\frac{l_2}{l_1} - 0.5)$ ニシテ長徑間ニ働ク割合ハ

$$(\frac{l_1}{l_2} - 0.5) \text{ト假定スヘシ}$$

- 二 長徑間カ短徑間ノ二倍ヲ超過スルトキハ全荷重カ短徑間ノミニ働クモノト假定スヘシ

第五節 部材ノ應力及寸法

第三十條 鋼材ノ許容應力ハ死荷重、活荷重及衝擊ノ作用ス

- ル場合ニ在リテハ左ニ規定スル限度ヲ超過スルヲ得ス
- 應張力 純斷面一平方センチメートルニ付 千二百キログラム

- 應壓力 總斷面一平方センチメートルニ付 千二百キログラム

千二百キログラム

抗壓材ノ應壓力 總斷面一平方センチメートルニ付

$$1.500 \left(1 - 0.0055 \frac{l}{r} \right) \Delta 1.100$$

l 部材ノ長(センチメートル)

r 使用斷面ノ最小環動半徑(センチメートル)

彎曲應力

桁ノ抗張纖維 純斷面一平方センチメートルニ付

千二百キログラム

桁ノ抗壓纖維

總斷面一平方センチメートルニ付

$$1.200 \left(1 - 0.012 \frac{l}{p} \right) \Delta 1.100$$

l 突縁ノ隣接固定點間ノ距離(センチメートル)

b 突縁ノ幅(センチメートル)

鋼ノ纖維

一平方センチメートルニ付

千八百キログラム

應剪力

一平方センチメートルニ付

九百キログラム

錐

一平方センチメートルニ付

九百キログラム

機械打綴釘

一平方センチメートルニ付

八百五十キログラム

手打綴釘及削成綴釘 一平方センチメートルニ付

七百五十キログラム

支應力

錐

一平方センチメートルニ付

千八百キログラム

機械打綴釘

一平方センチメートルニ付

千七百キログラム

手打綴釘及削成綴釘 一平方センチメートルニ付

千五百キログラム

轆子

長一センチメートルニ付

ト

d 轆子ノ直徑(センチメートル)

第三十一條 調合一、二、四ノ混凝土ノ許容應力ハ死荷重、活

荷重及撃ノ作用スル場合ニ在リテハ左ニ規定スル限度ヲ超

過スルヲ得ス

直壓應力

一平方センチメートルニ付

三十五キログラム

彎曲ニ因ル應壓力 一平方センチメートルニ付

四十五キログラム

彎曲ト直壓力トノ合成ニ因ル應壓力

抗 壓 材

一平方センチメートルニ付

三十五キログラム

拱

一平方センチメートルニ付

四十五キログラム

壓穿應剪力

一平方センチメートルニ付

九キログラム

應 剪 力

一平方センチメートルニ付

四キログラム

支 應 力

一平方センチメートルニ付

四十五キログラム

附 著 力

一平方センチメートルニ付

六キログラム

混凝土ノ調査割合ハ容積ニ依リ「セメント」ハ千五百キログラムヲ以テ一立方メートルトス

第三十二條 鋼橋ニ於ケル抗壓材ノ長ハ其ノ斷面ノ最小環動

半徑ノ百二十倍以下ト爲スヘシ但シ對風綾構ニ在リテハ百

四十倍以下ト爲スコトヲ得

桁ニ於ケル抗壓突縁ノ隣接固定點間ノ距離ハ突縁ノ幅ノ四

十倍以下ト爲スヘシ

釘結セル抗張材ノ長ハ其ノ斷面ノ最小環動半徑ノ二百倍以

下ト爲スヘシ

第三十三條 鐵筋混凝土抗壓材ノ長ハ其ノ斷面ノ最小環動半

ノ五十倍以下ト爲スヘシ

第三十四條 應張力ト應壓力トノ交番スル部材ニ在リテハ各

應力ニ算出シタル斷面積ノ大ナルモノヲ使用スヘシ

交番應力車輛ノ通過ニ際シ連續シテ生スルトキハ各應力ニ

其ノ小ナル應力ノ百分五十ヲ加算スヘシ

一死荷重及活荷重ヨリ生スル應力ノ性質カ互ニ相反スル場合

ニ在リテハ死荷重ヨリ生スル應力ノ三分二ヲ有效トシテ合

成應力ヲ算出スヘシ但シ第二項ニ規定スル交番應力ヲ受ク

ル部材ニハ之ヲ適用セス

第三十五條 直應力並彎曲應力ヲ受クル部材ノ合成纖維應力

ハ第三十條及第三十一條ニ規定スル許容應力ヲ超過スルコ

トヲ得ス

分格點ニ於テ連續スル部材ニ在リテハ單桁トシテ算出シタ

ル彎曲應力ノ四分三ヲ直應力ニ加算スヘシ

第三十六條 死荷重、活荷重及衝擊ト風荷重又ハ制動荷重若

ハ溫度ノ變化カ同時ニ作用スル場合ニ在リテハ第三十條及

第三十一條ニ規定スル許容應力ノ限度ヲ各百分二十五迄増

加スルコトヲ得但シ使用部材ノ斷面積ハ死荷重、活荷重及

衝撃ノミニ對シ第三十條及第三十一條ノ規定ニ依リ算出シタルモノヨリ小ナルコトヲ得ス

第三十七條 橋梁及擁壁ノ各部カ死荷重、活荷重、衝撃及地震力ニ依リ生スル應力ヲ受クル場合ニ在リテハ第三十條及第三十一條ニ規定スル許容應力ノ限度ヲ各百分八十迄増加スルコトヲ得

使用部材ノ斷面積ニ關シテハ前條但書ノ規定ヲ適用ス

第三章 雜 則

第三十八條 本則ニ規定セサル橋梁ノ構造ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム

第三十九條 特別ノ事由アルモノニ限り前各條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

道路法第五十二條ノ規定ニ依ル認可申請ニ關スル件

第一條 府縣道ノ路線ノ認定ニ關スル認可申請書ニハ左ノ調書及圖面ヲ添付スヘシ

路線ニハ第一號様式ノ例ニ依ル名稱ヲ付スヘシ

調 書

一 路線認定調書(第一號様式)

二 道路法第十一條第四號乃至第八號ニ該當スル路線ニ付テハ密接關係ノ説明書

三 道路法第十一條第三號乃至第八號ノ規定ニ依ル樞要ノ地ヲ起點又ハ終點トスルモノニ在リテハ其ノ樞要ノ地タル説明書、港津又ハ鐵道停車場ヲ起點又ハ終點トスルモノニ在リテハ貨物ノ集散狀況乗降客ノ員數等ノ調査書

調 査 書

四 道路法第十一條第九號ニ該當スル路線ニ付テハ道路新設ニ因ル地方開發説明書又ハ其ノ路線ノ起點若ハ終點タルヘキ地ノ現況並將來ノ豫想説明書

五 他府縣ニ起點又ハ終點ヲ有スル路線若ハ他府縣ヲ通過スル路線ニ付テハ相互連絡ニ付關係府縣ト協議シタル顛末要領書

六 認定セムトスル路線中ニ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場アルトキハ其ノ名稱、位置及徵收期間並之カ整理ニ關スル意見書

七 路線ノ認定ニ關スル府、縣又ハ市會諮問案及之ニ對スル答申書寫

圖 面

左ノ事項ヲ記載シタル陸地測量部發行五萬分一地形圖

(本圖ヲ發行セサル地方ニ在リテハ陸地測量部發行二十萬分一帝國圖又ハ輯製圖若ハ正確ナル管内圖ヲ以テ代用スルコト此ノ場合ニ在リテハ行政區劃ノ境界線ヲ記載スルコト)

一 認定路線(朱色點線)

二 路線名

三 起點及終點ノ地名

四 他府縣ニ起點又ハ終點ヲ有スル路線若ハ他府縣ヲ通

過スル路線ニ付テハ其ノ連絡關係

五 認定路線附近ニ於ケル國道(青色實線)、既認定府縣

道(朱色實線)、鐵道、軌道及運河

前項ノ外路線カ市内ニ係ルモノ又ハ路線ノ關係複雜ナルモ

ノニ在リテハ其ノ附近ノ狀勢ヲ知ルニ足ルヘキ擴大圖ニ前

各號ノ事項ヲ記載シ添附スヘシ

第二條 府縣道ノ路線ノ認定ノ變更又ハ廢止ノ認可申請書ニ

ハ左ノ調書及圖面ヲ添附スヘシ

調書

一 路線ノ認定ノ變更調書(第二號様式)

二 變更廢止ニ關スル理由書

三 變更ノ場合ニ在リテハ前條ニ規定スル調書

圖面

左ノ事項ヲ記載シタル陸地測量部發行五萬分一地形圖又

ハ第一條ニ規定スル代用圖

一 變更新路線(朱色點線)及變更舊路線(褐色實線)又ハ

廢止路線(褐色實?)

二 變更新舊路線名又ハ廢止路線名

三 變更又ハ廢止區間ノ起點及終點ノ地名

四 前條圖面第四號及第五號ニ規定シタル事項

第三條 道路又ハ沿道ノ區域ノ決定若ハ其ノ變更ノ認可申請

書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル調書及圖面ヲ添附スヘシ

調書

一 路線名

二 道路又ハ沿道ノ區域ノ決定又ハ變更ノ事由

圖面(縮尺千二百五十分一以上ノ平面圖)

一 道路區域(赤色)又ハ沿道區域(青色)

二 道路區域又ハ沿道區域ノ變更ノ場合ニ在リテハ前號

ノ外變更道路區域(褐色)又ハ變更沿道區域(綠色)

三 道路又ハ沿道區域ノ附近ノ地形、地物、行政區劃名

字名及其ノ境界線、磁北及梯尺

第四條 道路ノ新設又ハ改築ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記

載シタル工事計畫說明書並ニ圖面ヲ添附スヘシ

工事計畫說明書

一 新設又ハ改築計畫ノ概要

(イ) 路線名

(ロ) 工事ヲ執行スル地名

(ハ) 工事執行延長(道路、橋梁、隧道ニ區別シ、橋梁及

隧道ニ付テハ箇所數ヲ記載スルコト)

(ニ) 道路ノ現況

(ホ) 計畫中心線決定ノ理由

(ヘ) 設計概要

(有效幅員、歩道車道ノ區別ノ有無、待避所ノ有無、

路面構造、排水設備、最急縱斷勾配及其ノ延長、最小

縱斷勾配、最小屈曲半徑、橋梁隧道等特殊工作物ニ

在リテハ其ノ設計概要「計算書添附」地上地下ニ工作

物アル場合ニ在リテハ其ノ處置方法ヲ記載シ各決定

理由ヲ附記スルコト)

二 工費總額

(イ) 工事費

(ロ) 土地買收費

(ハ) 物件移轉其ノ他償費

(ニ) 監督費

(ホ) 雜費

三 工費内譯明細書(第二號様式)

圖面

一 平面圖

陸地測量部發行五萬分一地形圖又ハ第一條ニ規定スル代

用圖ニ道路ノ新設又ハ改築ヲ爲ス箇所ヲ朱線ヲ何テ表示

スルコト但シ道路ノ路線ノ關係複雜ナルモノニ在リテハ

其ノ附近ノ擴大圖ヲ用フルコト

二 實測平面圖

縮尺千二百五十分一以上(街路ニ在リテハ六百分一以上)トシ道路ノ中心

線ヨリ少クモ左右各四十メートルニ至ル區間ノ地形及地

物並ニ磁北及梯尺ヲ表示シ左ノ事項ヲ記載スルコト

(イ) 二十メートル毎ノ距離ヲ示シタル道路中心線及百

メートル毎ノ遞加距離

(ロ) 隧道、溝橋、橋梁、架道橋、渡船場、待避所及鐵

道軌道ノ踏切等ノ位置及名稱

(ハ) 行政區劃名、字名及其ノ境界線

(ニ) 屈曲部ニ於ケル曲線ノ起點、終點及其ノ半徑

(ホ) 等高線

三 橫斷面圖

縮尺二百分一以上トシ二十メートル(地形ニ依リ伸縮ス

ルコトヲ得)毎ニ道路中心線ヨリ少クモ左右各十五メー

トルニ至ル區間ノ橫斷面並縮尺ヲ表示シ左ノ事項ヲ記載

スルコト

(イ) 測點番號

(ロ) 切取盛土ノ高及其ノ斷面積

必要アル場合ニ在リテハ水流水面ノ最高水位及最低水位

ヲ記載スルコト

四 縱斷面圖

縮尺ハ横ヲ平面圖、縱ヲ橫斷面圖ト同一トシ左ノ事項ヲ

記載スルコト

(イ) 測點番號、測點間距離及遞加距離

(ロ) 測點毎ノ道路中心線ノ地盤高、施行基面高及切取

盛土高

(ハ) 縱斷勾配及其ノ延長

(ニ) 隧道ノ延長、位置及名稱

(ホ) 橋梁、溝橋ノ徑間、徑間數、位置及名稱

(ヘ) 渡船場ノ延長、位置及名稱

(ト) 鐵道、軌道トノ交叉位置及名稱、架道橋ニ在リテ

ハ路面上ノ有效高

(チ) 側溝底敷線

(リ) 屈曲部ニ於ケル曲線ノ起點、終點、半徑並ニ其ノ

方向

(ヌ) 縱斷曲線ノ長

必要アル場合ニ在リテハ水流水面ノ最高水位ヲ記載スル

コト

五 特殊工作物ノ構造圖

橋梁、隧道、溝橋等特殊工作物ニ關シテハ其ノ各部ノ概

要ヲ知ルニ足ルヘキ構造圖及左ノ事項ヲ記載シタル圖面

(イ) 工作物ト地盤線トノ關係

(ロ) 最高水位及平水位

(ハ) 取付道路ノ關係

(ニ) 主要ナル工作物ニ在リテハ地質其ノ他必要ナル事

項

簡易ナル特殊工作物ニ在リテハ定規圖ヲ用フルコトヲ得

六 橫斷定規圖縮尺五十分一以上トシ左事項ヲ記載スルコト

(イ) 歩道車道ノ區別

(ロ) 橫斷勾配

(ハ) 切取盛土ノ法勾配

(ニ) 路面ノ構造

(ホ) 側溝ノ構造

前各號ニ規定スル水位及水準基線ハ已ムヲ得サル場合ヲ

除クノ外陸地測量部水準基準ニ依ルコト

工事ヲ執行セサル道路ノ新設ニ在リテハ第四號様式ニ依ル
圖書及平面圖ヲ添附スヘシ

第五條 街路ノ新設又ハ改築ノ認可申請書ニ添附スヘキ圖面

ニハ前條ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 實測平面圖

(イ) 道路ノ幅員

(ロ) 道路ヲ占用スル工作物ノ種類及其ノ位置

(ハ) 排水設備

二 縦斷面圖

(イ) 排水設備

三 横斷定規圖

(イ) 街 渠

(ロ) 竝 木

(ハ) 地下工作物ノ種類及其ノ位置

(ニ) 軌道設備

第六條 路面ノ改築ニ關スル工事ノ認可申請書ニハ左ノ事項
ヲ記載シタル工事計畫説明書及圖面ヲ添附シ前二條ノ規定

ニ依ラサルコトヲ得

工事計畫説明書

一 改築計畫ノ概要

(イ) 路 線 名

(ロ) 工事ヲ執行スル地名

(三) 道路ノ現況

(ホ) 設計ノ概要

(路面ノ總幅員、歩道車道ノ區別、路面ノ構造及其ノ
決定理由、最急及最小縱斷勾配竝其ノ延長)

二 工費總額(第四條ノ規定ヲ準用ス)

圖面(第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス)

第七條 道路法第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路

ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムル場
合若ハ第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スル場合ノ
認可申請書ニハ其ノ理由ヲ具シ工事計畫説明書及圖面ヲ添
附スヘシ

道路法第三十七條第三十八條及第四十一條ノ規定ニ依リ費
用ヲ負擔セシムル場合ノ認可申請書ニハ其理由ヲ具シ負擔

金算出ノ根據ヲ説明シタル圖書ヲ添附スヘシ

第八條 道路法第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可又

ハ承認スル場合ノ認可申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル調
書及圖面ヲ添附スヘシ

調書

一 路線名

二 占用箇所

三 占用ノ目的

四 占用面積

五 占用ノ期間

六 占用ノ方法

七 占用ヲ必要トスル理由

圖面

一 平面圖

陸地測量部發行五萬分一地形圖又ハ第一條ニ規定スル

代用圖ニ占用箇所ヲ表示スルコト

二 實測平面圖

占用ノ求積ヲ表示シ占用ニ伴ヒ工作物ヲ設クル場合ニ

在リテハ其ノ工作物ト他ノ既設工作物及道路トノ關係

竝其ノ位置ヲ明示スルコト

三 工作物ノ構造圖

占用ニ伴ヒ工作物ヲ設クル場合ニ在リテハ其ノ構造ノ

概略及工作物ト道路(路面及路端)トノ關係ヲ明示スルコト

第九條 道路法第二十八條ノ規定ニ依リ占用料ヲ徵收スル場

合ノ認可申請書ニハ占用料及其ノ金額決定ノ理由(附近類

似地賃價格竝ニ占用物件ニ對シ公課ヲ賦課スヘキ定アルト

キハ其ノ種類及金額ヲ附記シ算出ノ根據ヲ明ナラシムルコ

トヲ)記載スヘシ

第十條 道路法第三十九條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムル

場合ノ認可申請書ニハ道路ニ關スル工事ノ種類、工費總額

負擔金ノ總額賦課方法負擔者ノ範圍及之ヲ決定シタル理由

並負擔金徵收方法ヲ記載シ第五號様式ニ依ル調書及道路ノ

費用ヲ負擔スル公共團體ノ當該年度歲入出豫算書ヲ添附ス

ヘシ

第十一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムル

場合ノ認可申請書ニハ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業

ノ種類竝其ノ事業ノ爲道路ヲ使用スル狀況、負擔者、負擔

金額及之ヲ決定シタル理由(既往三箇年間ニ於ケル道路ノ

維持又ハ修繕ニ要シタル費用ヲ附記スヘシ)ヲ記載スヘシ

第十二條 道路法第五十一條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル

處分ヲ爲サントスル場合ノ認可申請書ニハ處分ノ要領及理

由ヲ記載スヘシ

(第一號樣式)

路線認定調書

路線名	法第十條ノ該當號	認定路線起點	重要ナル經過地	認定路線延長			
				道路延長	橋梁延長	渡船場延長	他ノ道路ニ屬スル區間地點延長
大阪奈良線	一	大阪市東區高麗橋通二丁目 縣界中河内郡國分村	中河内郡 平野町	キロメートル 一九七二	キロメートル 〇、二〇九	キロメートル 〇、二三	何線 至何郡何町 一〇、八七五
池田伊丹線	四	豐能郡池田町 縣界同町					
池田停車場 大阪港線	六	梅田停車場 大阪港					
堺停車場線	四	堺市何町 堺停車場					
梅田停車場 庄内線	八	梅田停車場線 豐能郡庄内村(府縣道) 何々線					

(備考)

一 他ノ道路ニ屬スル區間ノ延長ハ他ノ路線ヲ再ヒ認定ス

二 堺ヨリ堺停車場ニ達スルカ如キ同一名ノ重複スル場合

ル場合ニ記載シ道路、橋梁、渡船場等ヲ區別セス其ノ總延長

ニ在リテハ其ノ一ヲ省略シ路線名ヲ定ムルコト

長ヲ記載スルコト

三 道路法第十一條第八號ニ該當スル路線ノ路線名ハ終點

タル地ノ市町村名(大字名又ハ市ノ町名)ヲ用フルコト

(第一號樣式)

路線ノ認定變更調書

別	新舊	路線名	法第十條ノ該當號	路線起點	重要ナル經過地	路線延長			
						道路延長	橋路延長	渡船場延長	他ノ道路ニ屬スル區間地點延長
新									
舊									
新									
舊									

(第三號樣式)

工費内譯明細書

工費	項目	工種	數量	單價	金額	摘要

										道 路 費
										一、土 工 費
										切 取
										盛 土
										何 々
										二、擁 壁 費
										石 積
										鐵 筋 コ ン ク リ ー ト
										コ ン ク リ ー ト
										何 々
										三、路 面 費
										マ カ ダ ム
										砂 利
										何 々
										四、溝 橋 費

法
令

一
二
五

			橋梁費		六、何々					五、側溝費										
橋脚	橋臺	橋體		何々		何々	コンクリート	石積		何々	土管	鐵筋コン	クリート	函形						

計	雜費	監督費	物件移轉其他補償費	土地買收費	何々	卷立	切擴	導坑	一、何々隧道費	隧道費	何々

(備考)

- 一 工種中切取盛土等土工ニ屬スルモノハ岩石ト土砂トニ區別記載スルコト
- 二 路面工事ニ付テハ路面費ノ費目ヲ基礎及舗裝ニ分テ記載スルコト
- 三 摘要欄ニハ參考ト爲ルヘキ事項ヲ記載スルコト

(第四號様式)

道新路設調書

合

路線名		延長		一般		最狭		最急		最小		隧道		橋梁		改良計畫	
幅員	有效	幅員	有效	支配	屈曲	半徑	數	箇所	延長	幅員	有效	數	箇所	延長	幅員	有效	所要
算額		年度		費概		工務		改良		施工		摘要					

(第五號様式) 受益調書 (一年間一反步當)

地目	道路工事施行前				道路工事施行後				受益額	
	價格	收入	支出	純益	價格	收入	支出	純益	價格	純益
田										
畑										
宅地										
山林										
何々										

(備考)

- 一 價格ハ賦課スヘキ土地ノ平均時價ヲ記載スルコト
- 二 道路工事施行前ノ事項ニ付テハ工事ニ着手シタル年ノ前年ノ事實ニ就キ調査スルコト
- 三 道路工事施行後ノ事項ニ付テハ見込額ヲ、支出金ニハ負擔金ヲ加算セサルモノヲ記載スルコト
- 四 受益額ハ道路工事施行前ノモノト施行後ノモノトノ差ヲ記載スルコト (終リ)